(趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区国分寺崖(がい)線保全整備条例(平成17年3月世田谷区条例第14号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(崖(がい)線地区の指定の告示)

- 第2条 条例第8条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による国分寺崖(がい)線保全整備地区(以下「崖(がい)線地区」という。)の指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。
- (1) 崖(がい)線地区として指定する区域
- (2) 崖(がい)線地区として指定する期日

(適用除外建築物)

- 第3条 条例第9条ただし書に規定する規則で定める建築物は、次のとおりとする。
- (1) 門又は塀
- (2) 学校(専修学校及び各種学校を含む。)
- (3) 病院及び診療所(患者の収容施設があるものに限る。)
- (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの

(崖線地区建築計画届出書)

- 第4条 条例第14条第1項の規定による届出は、次の各号のいずれかに掲げる手続を行おうとする日の少なくとも15日前(世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例(平成13年12月世田谷区条例第68号)の適用を受ける世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例(昭和53年12月世田谷区条例第51号)第2条第1号に規定する中高層建築物及び同条第2号に規定する特定建築物については、30日前)までに、崖線地区建築計画届出書(第1号様式)により行うものとする。
- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第6条第1項に規定する確認の申請
- (2) 法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類の提出
- (3) 法第18条第2項に規定する計画の通知
- 2 崖線地区建築計画届出書には、付近見取図、配置図、立面図、断面図、現況図、現況写真その 他必要な図書を添付しなければならない。

(崖線地区建築計画届出書の記載事項の変更)

- 第5条 建築主は、崖線地区建築計画届出書の提出をした場合において、その記載事項(前条第2項に規定する添付すべき図書の記載事項を含む。)を変更しようとするときは、崖線地区建築計画変更届出書(第2号様式)により速やかに区長に届け出なければならない。
- 2 崖線地区建築計画変更届出書には、配置図、立面図、断面図、その他必要な図書(その記載事項に変更があるものに限る。)を添付しなければならない。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、同年7月1日から施行する。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。